

議 事 録

会議の名称	令和6年第3回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和6年2月26日（月） 午後2時から 午後2時55分まで
開催場所	早稲田リサーチパークコミュニケーションセンター3階レクチャールーム1
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第11号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第12号議案 農用地利用集積計画の決定について（通年） (3) 第13号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (4) 第14号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (5) 第15号議案 本庄市附属機関等への農業委員会委員の推薦について (6) 報告第6号 農地法第3条の3の規定による届出について (7) 報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (8) 報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (9) 報告第9号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (10) 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について (11) 報告第11号 農業用施設（2a未満）の設置に伴う届出について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年第3回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和6年第3回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項 4 本庄市農業委員会親睦会規程 5 全国農業新聞パンフレット・購読申込書

	6 本庄市農業委員会連絡網
その他特記事項	
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより、令和6年第3回本庄市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事日程に従い進行させていただきます。</p> <p>はじめに、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和6年第3回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程2、あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>(田端会長、あいさつ)</p>
事務局長	<p>本日の会議でございますが、出席の農業委員数が農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しております。それでは、以降の議事進行は、総会会議規則第5条の規定により、田端会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。本日は議席3番金井清子委員、議席4番戸谷忠司委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。まず、第11号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第11号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第11号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>農地法第3条許可でございますが、農地について売買等により所有権を移転し、又は賃借権その他の使用収益権を設定し、若しくは移転しようとする場合に農業委員会の許可が必要となるものでございます。</p> <p>農地の権利移動についての許可判断要件でございますが、農地法第3条第2</p>

	<p>項の規定により、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件となっており、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと、許可できないこととなっております。</p> <p>詳細につきましては、総会閉会後の農地利用最適化推進協議会において、担当者よりご説明させていただきます。</p> <p>それでは、農地法第3条の規定による許可申請内容でございます。2ページをお願いいたします。申請件数は、売買による所有権移転2件となります。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、宮戸地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席3番金井委員でございます。</p> <p>次に、整理番号2でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席9番反町委員でございます。</p> <p>整理番号1及び整理番号2の申請地位置図は、3ページ及び4ページとなります。全ての申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1及び整理番号2について、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、議席3番金井委員の報告を求めます。</p>
金井委員	<p>整理番号1について、3番金井より報告させていただきます。</p> <p>2月22日10時頃、金井優推進委員と現地確認及び代理人への聞き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は、宮戸の県道沿いに位置しています。</p> <p>申請事由は売買です。申請地は、ねぎ、白菜、キャベツを作付け予定とのことです。受人は申請地の北側に隣接する農地に住宅を建設する計画があり、本申請と同時に農地法第5条の許可申請書が提出されております。受人の年齢は35歳、本人の農業従事日数は350日です。農機具はトラクター2台、管理機1台、動力噴霧器1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われまます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われまます。</p>

	以上、報告いたします。
議長	整理番号2について、議席9番反町委員の報告を求めます。
反町委員	<p>整理番号2について、9番反町より報告させていただきます。</p> <p>2月20日午後4時頃、高田推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-2の地図をご覧ください。申請地は、西五十子自治会館より東に約150メートル、JR高崎線沿いに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。申請地は、飼料作物を作付け予定とのことです。受人の年齢は47歳、本人の農業従事日数は350日です。農機具はトラクター4台、軽トラック1台、ダンプ1台、ホイールローダ2台、フォークリフト1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われまます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めまます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の挙手を求めまます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第12号議案「農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程しまます。事務局より説明を求めまます。</p>
事務局長	<p>第12号議案をご説明いたしますので、議案書5ページをお願いいたします。</p> <p>第12号議案、農用地利用集積計画の決定について(通年)、本議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、以降「改正法」と申し上げますが、改正法附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、別紙のとおり計画することの決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本計画は、改正法附則第5条の規定による、改正法の施行日の令和5年4月1日から起算して最長2年を経過する日の令和7年3月31日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用し、本庄市が作成したもので、農用地等の所有者が、農用地等の使用収益権を設定するなどの法律行為を行う手続きでございまます。</p> <p>計画内容については、6ページから8ページまでをお願いいたします。申請件数は、10件です。田10筆及び畑8筆の面積合計2万4,378平方メートル</p>

	<p>の利用権設定でございます。</p> <p>農用地利用集積計画は、改正法附則第5条第1項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが決定の要件となっております。本庄市の基本構想は令和5年9月30日に変更されましたが、利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日まで従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるかと附則に規定されており、本計画はこの附則の規定が適用されるものでございます。</p> <p>本計画でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲など、変更前の基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第13号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第13号議案をご説明いたしますので、議案書9ページをお願いいたします。</p> <p>第13号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本議案は、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、意見書を埼玉県知事に送付するため、別紙の農地転用許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>許可変更申請でございますが、「所有者自身が農地を農地以外に転用する農地法第4条許可」又は「農地を農地以外に転用する目的で所有権の移転や賃借権などの設定する農地法第5条許可」を受けた後、当初の転用の目的を達成することが困難となり、その事業計画を変更したい場合、許可権者である埼玉県知事の承認を得るため申請するものでございます。</p> <p>計画変更申請の内容につきましては、10ページをお願いいたします。申請件数は、1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。当初計画者及び継承者の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆です。令和2年</p>

	<p>10月21日が許可日となっております。</p> <p>申請地位置図は、11ページをお願いいたします。計画変更申請の内容でございますが、当初の転用目的である障害者グループホーム用地を高齢者福祉施設用地とするものでございます。計画変更の理由についてでございますが、当初計画者の事業計画について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や急激な円安等によりその実施が延期される中、障害者グループホームの運営業者の不正経理が発覚したうえ、人件費や材料費の高騰により、当初計画者自身の資金の確保が困難となったため、予定していた計画を断念したとのことでございます。そのような折、不動産賃貸業を営む継承者を仲介し、関東圏を中心に老人ホームや介護施設などの高齢者施設を運営する事業者の紹介があり、計画変更申請に至ったものでございます。</p> <p>なお、本議案の転用許可の意見書送付については、第14号議案の整理番号4で、ご審議をいただく予定でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第14号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第14号議案をご説明いたしますので、議案書12ページをお願いいたします。</p> <p>第14号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>農地法第5条許可でございますが、農地の所有者以外の者が、新たに所有権の移転又は賃借権などの設定を受け、農地を農地以外のものに転用する場合に、許可権者である埼玉県知事の許可が必要となるものでございます。</p> <p>農地転用の許可につきましては、一つ目といたしまして、営農条件などからみた農地の区分に応じた許可基準である「立地基準」と、二つ目といたしまして、農地の区分にかかわらずの許可基準である「一般基準」に大別され、この2つの基準を満たさなければ、許可を受けられないものでございます。また、「立地基準」における農地の区分でございますが、農地を5種類、「農用地区域内農地」、</p>

「甲種農地」、「第一種農地」、「第二種農地」及び「第三種農地」に区分し、それぞれに対しまして、農地転用の可否を判断するものでございます。

詳細につきましては、総会閉会後の農地利用最適化推進協議会において、担当者よりご説明させていただきます。

それでは、農地法第5条の規定による許可申請でございます。13ページをお願いいたします。申請内容でございますが、申請件数は、所有権移転5件でございます。

申請内容については、13ページをお願いいたします。申請件数は、所有権移転5件でございます。

引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、宮戸地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、農家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席3番金井委員でございます。

申請地位置図は、14ページをお願いいたします。5-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が農家住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと考えます。

次に、整理番号2でございます。13ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、資材置場用地です。用途地域は、第一種中高層住居専用地域です。地区担当は、議席12番永尾委員でございます。

申請地位置図は、15ページをお願いいたします。5-2については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号3でございます。13ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載

	<p>のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、長屋住宅用地です。用途地域は、第一種中高層住居専用地域です。地区担当は、議席13番田端会長でございます。</p> <p>申請地位置図は、16ページをお願いいたします。5-3については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号2と同様の理由により、第3種農地における立地基準及び一般基準とも満たしており、本申請は許可相当であるものと判断しております。</p> <p>次に、整理番号4でございます。13ページをお願いいたします。整理番号4につきましても、さきほどの第13号議案においてご審議をいただきました整理番号1の案件となります。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、高齢者福祉施設用地です。用途地域は、第一種中高層住居専用地域です。地区担当は、議席11番宮部委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、17ページをお願いいたします。5-4については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号2と同様の理由により、第3種農地における立地基準及び一般基準とも満たしており、本申請は許可相当であるものと判断しております。</p> <p>次に、整理番号5でございます。13ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、資材置場・駐車場・倉庫用地です。用途地域は、第一種住居地域です。地区担当は、議席12番永尾委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、18ページをお願いいたします。5-5については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号2と同様の理由により、第3種農地における立地基準及び一般基準とも満たしており、本申請は許可相当であるものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1から整理番号5までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、議席3番金井委員の報告を求めます。</p>
金井委員	<p>3番金井が報告させていただきます。2月22日10時頃、金井優推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書14ページ5-1の地</p>

	<p>図をご覧ください。</p> <p>受人は、先ほどの3条議案で審議しました3-1の申請者と同じ人物です。農地の取得と同時に申請地に自己用住宅を建築するとのことで、申請事由は農家住宅用地としての所有権移転です。</p> <p>申請人は、市外に居住しており、将来のことを考え実家付近で住宅の建設を検討することとなりました。申請人は、市内で営農していることから、自身が耕作している圃場付近で土地を探していたところ、地権者から承諾が得られたため申請に至った、とのことです。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告します。</p>
議長	整理番号2について、議席12番永尾委員の報告を求めます。
永尾委員	<p>5-2について、12番永尾より報告させていただきます。2月19日午後1時30分頃、武政推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書15ページ5-2の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は旧児玉高校から北東約100メートルに位置しております。申請目的は資材置場用地としての所有権移転となっております。議案書13ページにお戻りください。申請人は市内で建築工事業や土木業を営んでいます。事業規模拡大により、現在、神川町にある資材置場では手狭のため、児玉町児玉にある本社と神川町の資材置場との中間地点である申請地を取得し、新たに資材置場として使用したいとのことでした。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>申請地は用途区域内であり、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	整理番号3について、私が議事進行のため、私に代わり同地区担当の倉林推進委員からの報告を求めます。
倉林推進委員	<p>整理番号3について、田端会長に代わりまして、倉林が報告させていただきます。2月21日午後3時頃、田端会長と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書16ページ5-3の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、児玉中学校から、南西約150メートルに位置しております。申請目的は、長屋住宅用地としての所有権移転となっております。受人は現在、アパート経営を行っており、事業の拡大を計画しアパート建築に適した土地を調査していました。申請地は、入居者の需要も見込まれ、アパート建築に最適である</p>

	<p>と判断し、資金の目処もたったことから申請に至ったとのことです。</p> <p>申請地は用途区域内であり、宅地化が進んでいることから、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもなく、転用にあたっては特に問題ないと思われ ます。以上、ご報告します。</p>
議長	整理番号4について、議席11番宮部委員の報告を求めます。
宮部委員	<p>11番、宮部より報告させていただきます。2月19日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書17ページ5-4の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は法養寺より東へ約250メートルの場所に位置しております。申請目的は高齢者福祉施設です。申請人は、不動産賃貸業を営んでおり、建物建築後に施設を別の事業者へ貸し出し、その事業者が有料老人ホームの運営を行うとのこと です。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われ ます。申請地は用途区域内で宅地化が進んでおり、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われ ます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	整理番号5について、議席12番永尾委員の報告を求めます。
永尾委員	<p>5-5について、12番永尾より報告させていただきます。2月19日午後1時頃、武政推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書18ページ5-5の地図をご覧ください。</p> <p>申請地はJR八高線児玉駅から西へ約200メートルに位置しております。申請目的は資材置場、自社用倉庫及び従業員駐車場としての所有権移転となっております。申請人は市内で防災、保安設備の加工、卸売販売を営んでいます。事業規模拡大により、本庄市児玉町児玉にある本社工場が手狭になったため新たに倉庫を建設する必要があり、周辺に拡張できる土地がないことから、申請地を取得しヘルメットを保管する倉庫及び倉庫で作業する従業員駐車場として利用したいとのこと です。加えて、申請人は児玉町元田で薪の販売を行っており、児玉町元田の薪置場が手狭になったこと、薪を乾燥させるための日照時間を確保したいことから申請地に薪置場を設置したいとのこと です。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われ ます。</p> <p>申請地は用途区域内で宅地化が進んでおり、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われ ます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	本議案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。

	<p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第15号議案「本庄市附属機関等への農業委員会委員の推薦について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第15号議案をご説明いたしますので、議案書19ページをお願いいたします。</p> <p>第15号議案、本庄市附属機関等への農業委員会委員の推薦について、本議案は、本庄市長等からの推薦依頼に伴い、本庄市附属機関等へ本庄市農業委員会委員を別紙のとおり推薦したいので、議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>20ページの別紙をお願いいたします。はじめに、本庄市都市計画審議会委員の推薦でございます。担当課及び委員氏名は記載のとおりです。</p> <p>次に、本庄市農業振興整備促進審議会委員の推薦でございます。担当課及び委員氏名は記載のとおりです。</p> <p>次に、本庄市人・農地プラン検討会委員の推薦でございます。担当課及び委員氏名は記載のとおりです。</p> <p>次に、本庄市鳥獣被害防止対策協議会委員の推薦でございます。担当課及び委員氏名は記載のとおりです。</p> <p>最後に、本庄市環境審議会委員の推薦でございます。担当課及び委員氏名は記載のとおりです。</p> <p>各附属機関等における被推薦者は、去る2月10日の農業委員会新組織調整会議での協議結果を踏まえての推薦となるものでございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>本議案について、質疑のある農業委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>以上で、議案審議を終了します。</p> <p>続きまして、報告があります。事務局より説明を願います。</p>

<p>事務局長</p>	<p>それでは、報告でございます。報告は、本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定に基づき、専決処分を行った事項について、月例の総会においてその内容をご報告するものでございます。</p> <p>はじめに報告第6号をご説明いたしますので、議案書21ページをお願いいたします。報告第6号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、22ページから23ページまでをお願いいたします。専決処分件数は、11件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第7号をご説明いたしますので、議案書24ページをお願いいたします。報告第7号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、25ページをお願いいたします。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第8号をご説明いたしますので、議案書26ページをお願いいたします。報告第8号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、27ページをお願いいたします。専決処分件数は、8件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることにより埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第9号をご説明いたしますので、議案書28ページをお願いいたします。報告第9号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり提出された報告書を受理したのでご報告いたします。</p> <p>受理件数は、1件です。報告書は29ページ及び30ページとなります。農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。</p> <p>続きまして、報告第10号をご説明いたしますので、議案書31ページをお願い</p>
-------------	---

	<p>いたします。報告第10号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領しましたのでご報告いたします。</p> <p>通知内容については、32ページをお願いいたします。受理件数は、4件です。農地の賃貸借について合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。</p> <p>続きまして、報告第11号をご説明いたしますので、議案書33ページをお願いいたします。報告第11号、農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、34ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程5、事務局連絡事項でございます。</p> <p>（事務局長説明）</p> <p>以上をもちまして、令和6年第3回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>

令和6年第3回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和6年2月26日(月)
開催場所	早稲田リサーチパークコミュニケーションセンター3階レクチャールーム1
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後2時55分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	高橋 勝	出席
2	内田 新一	出席			金井 優	出席
3	金井 清子	出席	○	仁手	海澤 房男	出席
4	戸谷 忠司	出席	○		坂上 公男	欠席
5	中野 和夫	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	金子 順治	出席			久保 国男	出席
7	茂木 良明	出席		北泉	井上 栄二	出席
8	塩原 圭一郎	出席			高田 裕之	出席
9	反町 辰夫	出席			高月 政男	出席
10	鈴木 誠次	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 豊徳	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 幹雄	出席
14	倉野内 浩	出席			高山 将之	出席
15	鈴木 良美	出席		秋平	福田 光男	出席
16	清水 辰雄	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席			秋山 守	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	中里 光夫	出席
19	出牛 康	出席			新井 伸幸	出席
本庄	吉岡 昭	出席		共和	新井 幸男	出席
藤田	福島 正紹	出席			小賀野 昇	出席

説明員

事務局長	中西 太
局長補佐兼農地調整係長	高群 邦人
総務係長	飯川 佳紘
農地調整係主任	新井 靖子
農地調整係主事	江森 憲太
総務係主任	大和 亜寿未
支所環境産業課産業係主査	今井 勉

書記

局長補佐兼農地調整係長 高群 邦人